

災害時等における支援物資輸送及び集配拠点の運営に関する協力協定書

新潟市（以下「甲」という。）と日本通運株式会社新潟支店（以下「乙」という。）は、災害時等における支援物資輸送及び集配拠点の運営に関する協力について、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、災害時等に被災者に対して食料、水、日用品及びその他避難生活に必要となる物資（以下「支援物資」という。）を迅速かつ安定的に供給し、被災者生活の安定を図ることを目的として、支援物資輸送及び集配拠点運営の協力について必要な事項を定めるものとする。

（災害時等の定義）

第2条 本協定における「災害時等」とは、次に掲げる各号が発生した場合をいう。

- （1）災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害
- （2）武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第4項に規定する武力攻撃災害

（協力の内容）

第3条 甲の区域において災害時等が発生した場合、甲は乙に対し次に掲げる業務について協力（以下「協力業務」という。）を要請することができる。

- （1）甲の集配拠点として、乙が所有する施設の提供
- （2）甲が指定する集配拠点（甲が所有する施設を含む。）の運営
- （3）甲が指定する場所への支援物資の輸送
- （4）甲が設置する災害対策本部又は甲が指定する集配拠点への物流専門職員の派遣
- （5）前各号に掲げるもののほか、甲及び乙が必要と認める業務

2 甲の区域以外の災害時等に対して甲が被災地に支援を行う場合、甲は乙に対し、被災地への支援物資輸送について前項の協力を要請することができる。

3 乙は第1項による協力要請を受けた場合は、乙は自己の業務に支障がない範囲において協力するものとする。

（要請の方法）

第4条 甲が前条の協力が必要であると判断したときは、乙に対し原則として文書により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請するものとし、その後速やかに甲は乙に対し文書を提出するものとする。

(報告)

第5条 乙は甲の協力要請を受けた場合は、甲の求めに応じ乙は甲に対し文書によりその実施状況について経過報告するものとする。なお、緊急を要する場合は口頭による報告でも差し支えないものとする。

2 乙は、協力業務を遂行した場合は、次の事項について文書により甲に報告するものとする。

- (1) 協力従事期間、協力人員、使用車両及び資機材
- (2) 乙が使用した集配拠点の使用期間及び使用スペース
- (3) 協役に要した費用
- (4) その他必要な事項

(費用負担)

第6条 乙が実施した協力業務にかかる費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は災害発生前における適正な費用を基準として、活動終了後、又は甲乙協議により定める期間ごとに、甲乙協議して決定するものとする。

(費用の支払)

第7条 前条第1項に規定する費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(事故等)

第8条 乙は、協力の実施に際し、事故等が発生したときは、甲に対して文書により報告し、甲乙協議の上、適切な措置を講じるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭による報告でも差し支えないものとし、その後速やかに乙は甲に対して文書を提出するものとする。

(損害の負担)

第9条 協力業務に生じた損害の負担は甲乙協議して定める。ただし、乙の責めに帰する理由により生じた損害の負担は、乙が定める約款を基本とし、乙が負うものとする。

(補償)

第10条 本協定に基づいて協力業務に従事した者の責に帰することができない理由により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償は、乙の責任において行うものとする。

(機密の保持及び情報提供)

第11条 甲及び乙は、本協定に基づく協力業務の実施に伴い知り得た秘密を他人に漏らし、又は利用してはならない。このことは、業務終了後についても同様とする。また、甲及び乙はそれぞれが知り得た災害に関する情報を互いに提供するよう努めるものとする。

(平常時の相互協力)

第12条 甲及び乙は、本協定が円滑に運用されるように、平素から相互の連携や情報の共有を図るものとする。

(連絡調整担当者)

第13条 甲及び乙は、本協定を迅速かつ確実に実施するため、それぞれに連絡調整担当者を設置するものとする。

(協定の効力)

第14条 本協定は、協定締結日からその効力を有するものとし、甲乙いずれかから文書による協定解除の通知がない場合、その効力を持続するものとする。

(疑義等の解決)

第15条 本協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成30年3月8日

甲 新潟市

新潟市長 篠田 昭

乙 新潟市中央区上大川前通5番町68番地1
日本通運株式会社新潟支店

支店長 高橋 浩